

## 運営指導等での指摘・助言事項について(地域密着型)

### はじめに

#### 趣旨

この資料は、本年度の運営指導等にて事業所に対し指摘・助言した事項を共有することで、各事業所で運営基準が満たされているか振り返っていただくとともに、よりよいサービス向上につなげる機会を提供することを目的としています。

サービス共通の指摘・助言事項及びサービスごとの指摘・助言事項を記載しているため、事業所各位、該当する項目を確認して下さい。

なお、□で囲まれているものは指摘事項、囲まれていないチェックマークのものは助言事項となります。★と記載があるものは、令和7年3月31日又は令和9年3月31日までは経過措置のため助言事項となりますが、令和7年4月1日又は令和9年4月1日から指摘事項となるため必ず作成・実施をお願いします。

#### 指摘事項と助言事項の違い

指摘事項→法令等の基準を満たしていないため改善時に市に報告を要するもの  
助言事項→よりよいサービスの提供のために改善を検討していただくもの

#### 本資料の見方

☑は法令及び市規則に違反する事項

✓は助言事項

★は経過措置期間中

下線は指摘・助言された事業所が多かったもの

## 全サービス共通

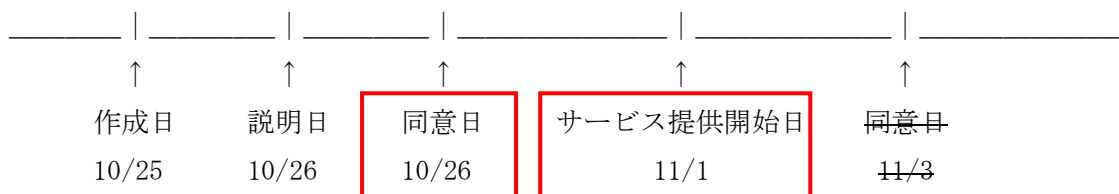
- ① ✓ 運営規程を変更していたが、市に変更届出書を提出していない。  
→変更のあったときから10日以内に市へ提出すること。
- ② ✓ 重要事項説明書に福祉サービス第三者評価事業の実施有無や実施状況等が記載されていない。  
→実施していない場合でも「実施なし」と記載すること。
- ③ ✓ 運営推進会議の議事録が市に提出されていない。  
→会議への出欠席何や会議に使用した資料だけでなく、出席者の要望や意見等をまとめた議事録を市に提出すること。
- ④ ✓ (定期巡回を除く) 無資格の介護職員に対し、認知症介護基礎研修の受講措置がされていない。  
→無資格の介護職員に対し、認知症介護基礎研修を受講させるよう働きかけること。  
※新たに採用した無資格の介護職員には、1年後までに受講させてください。
- ⑤ ✓ 防災訓練の実施報告書に改善点や次回の目標等が記載されていない。  
→訓練結果を基に改善点や次回の目標等を記載すること。
- ⑥ ✓ 防災訓練を実施しているが、訓練ごとに内容が変化していない。  
→地震や火災、風水害等、様々な災害を想定し訓練の内容を変化させること。
- ⑦ ✓ 防災訓練に地域住民の参加が得られるよう働きかけておらず、地域住民との連携体制が確保されていない。  
→運営推進会議や回覧板等を活用し、防災訓練に地域住民の参加が得られるよう働きかけ、地域住民との連携体制を確保するよう努めること。

- ⑧ ✓ 感染症の予防及びまん延の防止、虐待防止、身体拘束適正化等の委員会の開催に併せ、研修及び訓練を合同又は兼ねて実施しているが、記録からは合同又は兼ねて実施していることがわからない。また、業務継続計画に基づく研修及び訓練を合同又は兼ねて実施しているが、記録からは合同又は兼ねて実施していることがわからない。  
→合同又は兼ねて実施することは構わないが、合同又は兼ねて実施したことがわかるように、記録を作成し保管すること。
- ⑨ ✓ 感染症の予防及びまん延の防止、虐待防止、身体拘束適正化等の委員会議事録や事故・ヒヤリハットの報告書等を職員間で共有しているかわからない。  
→職員間で共有したことがわかるように、確認した職員の押印等を残しておくこと。
- ⑩ ✓ 損害賠償保険の加入証の写しを事業所で保管していない。  
→加入証の写しを事業所で保管すること。
- ⑪ ✓ ハラスメント防止の指針やマニュアルにカスタマーハラスメントについての記載がない。  
→厚生労働省が措置を講ずることが望ましいとしている「カスタマーハラスメント」について記載すること。
- ⑫ ✓ 避難確保計画の作成対象地域になっているが、避難確保計画を作成していない。  
→避難確保計画を作成し、市に提出すること。
- ⑬ ✓ 個人情報使用同意書に同意を得た家族の続柄が記載されていない。  
→同意を得た家族の続柄を記載すること。

- ⑭ ✓ 個別サービス計画の日付が同意日 ≤ サービス提供（短期目標）開始日の順になっていない。

→ サービス提供（短期目標）開始日より前に同意を得ることができない場合、口頭で同意を得ておき、口頭で同意を得ていた日を記載すること。

例



- ⑮ ✓ 重要事項及び苦情処理に関する情報を法人のホームページや介護サービス情報公表システム等に掲載していない。★（令和7年3月31日までの経過措置）

→ 運営規程の概要や事業所の勤務体制等の重要事項及び苦情処理の体制や相談窓口等の苦情処理に関する情報を法人のホームページや介護サービス情報公表システム等に掲載すること。

## (地域密着型通所介護)

### I 人員基準について

#### ○勤務体制

- ✓ 資格を取得している職員の資格証の写しを事業所で保管していない。  
→介護職員等の資格証の写しを事業所で保管すること。
- ✓ すべての職員に個人情報守秘義務の誓約書を作成していない。  
→勤務しているすべての職員に対して、作成すること。
- ✓ 雇用契約書及び個人情報守秘義務の誓約書の写しを事業所で保管していない。  
→すべての職員の雇用契約書及び個人情報守秘義務の誓約書の写しを事業所で保管すること。
- ✓ 兼務している職員について、勤務形態一覧表で兼務していること及び兼務職種ごとの勤務時間がわからない。  
→誰が、どの職種で、いつ従事しているのかわからず、人員基準を確認できないため、兼務している職員は職種ごとに欄を分けて記載すること。(例 オレンジ欄を参照。)

#### 例

	職種	勤務形態	1	2	3	4	5	6	7	勤務時間	常勤換算
A	管理者/介護職員	B	①		①	①	②	⑧	⑧	28時間	0.7
	生活相談員	B		①			③	⑧	⑧	13時間	0.32
B	生活相談員	B	①		①	①	②	⑧	⑧	28時間	0.7
	介護職員	B		①				⑧	⑧	8時間	0.2
C	介護職員	A	①	⑨	①	①	①	⑧	⑧	40時間	1
D	機能訓練指導員	C	⑤	⑧	⑤	⑧	⑧	⑧	⑧	4時間	0.1
E	看護師	D	②	②	②	②	②	⑧	⑧	20時間	0.5
	介護職員	D	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑧	⑧	15時間	0.02

サービス提供時間：9：00～16：00 (法人が定める常勤時間 40時間/週)

- ①8：00～17：00 ②8：00～12：00 ③12：00～17：00  
 ④9：00～16：00 ⑤10：00～12：00 ⑥13：00～16：00  
 ⑦8：00～9：00、16：00～17：00 (送迎) ⑧休み ⑨有給 (8H)  
 A:常勤専従 B:常勤兼務 C:非常勤専従 D:非常勤兼務

## II 運営について

### ○運営推進会議

- ✓ 6か月に1回の頻度で開催されておらず、議事録が掲示されていない。  
→6か月に1回の頻度で開催し、地域包括支援センターや地域住民等からの意見を聞く機会を得ること。また、出席者からの意見をまとめた議事録を掲示し、公表すること。

### ○運営規程

- ✓ 運営規程に記載されている利用者負担割合が、平成30年の法改正以前の「1割又は2割」のままになっている。  
→利用者負担割合を「1割、2割又は3割」に修正すること。
- ✓ 事業所で掲示している運営規程が最新の運営規程ではなかった。  
→運営規程を掲示する場合、最新の運営規程を掲示すること。

### ○重要事項説明書

- ✓ 重要事項説明書に事故発生時の対応に関する事項が記載されていない。  
→事故発生時の対応に関する事項を記載すること。
- ✓ 重要事項説明書に記載されている利用者負担割合が、平成30年の法改正以前の「1割又は2割」のままになっている。  
→利用者負担割合を「1割、2割又は3割」に修正すること。
- ✓ 事業所で保管及び掲示している重要事項説明書が最新の重要事項説明書ではなかった。  
→最新の重要事項説明書を保管及び掲示すること。

### ○個人情報使用同意書

- ✓ 利用者からの同意の署名が得られていない個人情報使用同意書が保管されていた。  
→利用者自身での署名が難しい場合、家族の代筆等で利用者からの同意を得ること。

### ○防災関係

- ✓ 消火器の点検を定期的には実施しておらず、使用期限切れの消火器を設置していた。  
→6か月に1回以上の頻度で点検を実施し、使用期限が切れていない消火器を設置すること。

## ○感染症

- ✓ 感染症の予防及びまん延防止のための指針（マニュアル）が作成されておらず、感染症予防のための委員会の開催、研修及び訓練が実施されていない。  
→指針（マニュアル）を作成の上、6か月に1回以上の頻度で感染症予防のための委員会の開催及び内容の周知、定期的に研修及び訓練を実施し、記録を保管すること。  
※委員会等の開催については、法人単位での実施も可。  
※委員会、研修、訓練を同日に実施することも可。

## ○業務継続計画

- ✓ 非常災害に係る業務継続計画のみ作成されている等、感染症と非常災害の両方の業務継続計画が策定されておらず、研修及び訓練が実施されていない。  
→感染症及び非常災害に係る業務継続計画を策定し、定期的に研修及び訓練を実施すること。

## ○虐待防止

- ✓ 虐待防止のための指針が作成されておらず、虐待防止のための委員会の開催、研修の実施及び虐待防止担当者の設置がされていない。  
→指針を作成の上、定期的な虐待防止のための委員会の開催及び内容の周知、定期的な研修の実施及び虐待防止担当者の設置を行うこと。  
※委員会等の開催については、法人単位での実施も可。  
※委員会、研修、訓練を同日に実施することも可。

## ○身体拘束

- ✓ 身体的拘束等の適正化のための指針を作成していない。  
→指針を作成し、保管すること。
  
- ✓ 身体拘束に関する説明書や同意書等の書類を整備していない。  
→身体拘束を実施していない場合や実施しない方針であっても、説明書や同意書等の書類を整備すること。

### Ⅲ ケアプランについて

#### ○サービス計画

- ✓ 個別サービス計画に長期目標及び短期目標が記載されていない。  
→長期目標及び短期目標を記載すること。

- ✓ 個別サービス計画に設定されている長期目標及び短期目標が個別具体的な内容になっていない。  
→個別具体的な内容の目標を設定すること。

- ✓ 個別サービス計画の説明日、利用者からの同意日及び同意の署名が漏れていた。  
→説明日、同意日及び同意の署名を漏れなく記載すること。

#### ○サービス担当者会議

- ✓ 議事録の作成及び保管がされていない。  
→議事録がケアマネから交付されない場合、地域密着型通所介護事業所で記録を作成し保管すること。

#### ○モニタリング

- ✓ 個別サービス計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況が記録されていない。  
→サービスの実施状況及び目標の達成状況を記録すること。

- ✓ 利用者や家族からの意見・要望や満足度が記録されていない。  
→利用者や家族からの意見や要望等を記録すること。

### Ⅳ 報酬について

#### ○入浴介助加算

- ✓ 入浴介助に関する研修を実施していない。  
→入浴介助に関する研修を実施し、記録を作成・保管すること。

#### ○個別機能訓練加算

- ✓ 利用者の居宅を訪問し、居宅での生活状況を確認した記録が残されていない。  
→居宅を訪問し、居宅での生活状況を確認したことの記録を残すこと。



## (認知症対応型共同生活介護)

### I 人員基準について

特になし。

### II 運営について

#### ○防災訓練

- ✓ 防災訓練を実施しているが、実施報告書を作成していない。  
→改善点や次回の目標等を記載した実施報告書を作成し保管すること。

#### ○入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

- ✓ 入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催していない。★（令和9年3月31日までの経過措置）  
→委員会を定期的を開催すること。

#### ○個人情報使用同意書

- ✓ サービス担当者会議等において、入居者の家族の個人情報を用いているが、家族からの使用同意を得ていない。  
→個人情報使用同意書に家族からの同意欄を設け、同意を得ること。

#### ○ハラスメント

- ✓ ハラスメント防止のための指針やマニュアルを作成していない。  
→ハラスメント防止のための指針やマニュアルを作成すること。

#### ○身体拘束

- ✓ 身体拘束を実施していた入居者の同意が、書面ではなく口頭のみとなっていた。  
→口頭だけでなく、書面でも同意を得ること。

- ✓ 身体拘束の実施記録及び緊急やむを得ない理由が記録されていない。  
→身体拘束を実施する場合は、その態様、時間及びその際の入居者の心身の状況を記録すること。併せて、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3つの要素を満たす緊急やむを得ない理由を記録すること。

- ✓ 身体拘束に関する説明書や同意書等の書類を整備していない。  
→身体拘束を実施していない場合や実施しない方針であっても、説明書や同意書等の書類を整備すること。

### Ⅲケアプランについて

#### ○モニタリング

- ✓ 個別サービス計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況が記録されていない。  
→サービスの実施状況及び目標の達成状況を記録すること。

### Ⅳ報酬について

特になし。

## (認知症対応型通所介護)

### I 人員基準について

特になし。

### II 運営について

○個人情報使用同意書

- ✓ 家族からの同意が漏れている同意書が保管されていた。  
→漏れなく家族から同意の署名を得ること。

### III ケアプランについて

○サービス計画

- ✓ 個別サービス計画に設定されている長期目標及び短期目標が個別具体的な内容になっていない。  
→個別具体的な内容の目標を設定すること。

○アセスメント

- ✓ アセスメントシートを定期的に見直していない。  
→定期的にあセスメントシートを見直すこと。

○モニタリング

- ✓ 個別サービス計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況が記録されていない。  
→サービスの実施状況及び目標の達成状況を記録すること。

### IV 報酬について

特になし。

## (小規模多機能型居宅介護)

### I 人員基準について

特になし。

### II 運営について

#### ○個人情報使用同意書

- ✓ サービス担当者会議等において、入居者の家族の個人情報を用いているが、家族からの使用同意を得ていない。  
→個人情報使用同意書に家族からの同意欄を設け、同意を得ること。

#### ○金銭管理

- ✓ 金銭管理を行うための契約書や同意書、出納帳等が整備されていない。  
→契約書や同意書、出納帳等の書類を整備すること。

#### ○協力歯科医療機関

- ✓ 協力歯科医療機関を定めていない。  
→協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。

#### ○身体拘束

- ✓ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない。  
→委員会を3か月に1回以上開催し、内容を周知すること。

#### ○入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

- ✓ 入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催していない。★（令和9年3月31日までの経過措置）  
→委員会を定期的で開催すること。

### Ⅲ ケアプランについて

#### ○サービス計画

- ✓ 個別サービス計画に設定されている長期目標及び短期目標が個別具体的な内容になっていない。  
→個別具体的な内容の目標を設定すること。
- ✓ 個別サービス計画の第1表、第2表に記載されている内容が第3表の「週単位以外のサービス」に反映されていない。  
→第1表、第2表の内容を漏れなく第3表の「週単位以外のサービス」に反映すること。

#### ○アセスメント

- ✓ アセスメントシートを見直しているが、最新のアセスメントシートを作成し保管していない。  
→アセスメントシートを見直した場合、最新のアセスメントシートを作成し保管すること。

#### ○サービス利用票

- ✓ サービス利用票に利用者からの同意の署名や押印が得られていない。  
→利用者からの同意の署名や押印を得ること。

#### ○モニタリング

- ✓ 1か月に1回、モニタリングの結果を記録していない。  
→1か月に1回、利用者の居宅を訪問しモニタリングの結果を記録すること。

- ✓ 個別サービス計画に設定されている目標の達成状況が記録されていない。  
→目標の達成状況を記録すること。

### Ⅳ 報酬について

特になし。

## (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

### I 人員基準について

特になし。

### II 運営について

#### ○防災関係

- ✓ 消火器の点検頻度が1年に1回となっていた。

→消防法により、6か月に1回以上の頻度で点検することが義務付けられているため、6か月に1回以上の頻度で点検を実施すること。

#### ○褥瘡

- ✓ 褥瘡対策のための指針を整備する等、褥瘡の発生を予防するための体制を整備していない。

→褥瘡対策のための指針を整備する等、褥瘡の発生を予防するための体制を整備すること。

#### ○協力医療機関

- ✓ 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めていない。

→新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めること。

### III ケアプランについて

特になし。

### IV 報酬について

特になし。

## (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

### I 人員基準について

特になし。

### II 運営について

#### ○主治医との関係

- ✓ 主治医に定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書を提出していない。
  - 訪問看護サービスを受けている利用者の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書を主治医に提出すること。なお、事業者が医療機関である場合、計画及び報告書の提出は診療録やその他診療に関する記録への記載で差し支えない。

### III ケアプランについて

#### ○サービス担当者会議

- ✓ 議事録の作成及び保管がされていない。
  - 議事録がケアマネから交付されない場合、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所で記録を作成し保管すること。

#### ○モニタリング

- ✓ 看護職員によるモニタリングが実施されていない。
  - 看護職員によるモニタリングを定期的実施すること。

### IV 報酬について

特になし。

## (看護小規模多機能型居宅介護)

### I 人員基準について

特になし。

### II 運営について

○運営規程

- ✓ 運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項の記載がなかった。  
→運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項の記載をすること。

○入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

- ✓ 入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催していない。★（令和9年3月31日までの経過措置）  
→委員会を定期的を開催すること。

### III ケアプランについて

特になし。

### IV 報酬について

特になし。